

「2016年版不公正貿易報告書」の刊行にあたって

今般、産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会から、「2016年版不公正貿易報告書」が公表されました。1992年の第1回報告書から数えて、今年で25回目の公表となります。

この報告書は、創刊当時からの基本的立場として、「ルール志向」を掲げています。これは、外国政府の政策や措置を評価する基準として、WTO協定や経済連携協定等の国際的に合意されたルールを用いるという立場です。各国において、新たな貿易の障壁となるような規制の導入がなされる中、国際的に合意されたルールを志向するという基本的立場を再確認し、日本としてより一層安定した世界貿易体制の確立に貢献することが重要だと考えております。

ルールを活用して個別の貿易紛争を解決していくことは、我が国個別産業に直接メリットをもたらすと同時に、世界貿易体制を「ルール志向」で発展させる原動力になると考えます。我々は不公正貿易報告書が取り上げた各国の不公正貿易政策・措置のうち、特に優先して取り組む案件を「経済産業省の取組方針」にとりまとめております。昨年度の取組方針の下でも、いくつか着実な成果を挙げることができました。まず、中国によるレアアース等の輸出制限措置については、輸出税が撤廃され、上級委員会による勧告が完全に履行されました。また、アルゼンチンによる輸入制限措置については、その廃止を公表しており、現在履行状況を監視中です。ウクライナによる自動車セーフガード措置については、日本側の主張を認める内容のパネル報告書が公表され、ウクライナがセーフガード措置を撤廃しました。中国による日本製高性能ステンレス継目無鋼管へのアンチダンピング（AD）措置については、損害・因果関係の認定に関する我が国の主張を全面的に認め、中国の措置のWTO協定違反を認定する上級委員会報告書が公表されました。ブラジルによる工業品税の内外差別的な制度・運用の是正については、現在パネルで審理中です。本年策定の取組方針の下でも、各国措置の是正を確実に働きかけてまいります。

WTO協定等の国際ルールの効果的活用には、産業界をはじめとした幅広い関係者によるルールの理解が欠かせません。今年の報告書でも、関係者のルールへの問題意識を喚起するべく、最近重要性が高まりつつあるテーマを中心に特集記事に掲載しました。今年の特集記事は、紛争解決機関の措置是正勧告の履行率の高さに注目し背景・要因を検討する「WTO紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析」、上級委員会が日本の主張を全面的に認めた先例を紹介し、AD調査の規律強化に関する我が国の取組を解説する「アンチダンピング調査にお

ける産品間の競争・代替関係の考慮―WTO 紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化―」、新興国政府による重点産業への産業支援措置が、過剰設備問題の一因となっているとの認識から、関係する補助金協定の規定や判例を分析・検討する「補助金規律と新興国の産業支援措置」の 3 件から構成されております。これらが、ルールの理解促進を通じてルールの利用、更にはルールの策定の検討のよすがとなればと念じています。

最後に、本報告書の執筆に御尽力いただいた委員の皆様方に対し、心より感謝を申し上げ、刊行に当たっての挨拶とさせていただきます。

2016 年 6 月

経済産業省通商政策局長 片瀬 裕文